冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	令和5年5	月30日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 612-8379 伏見区南寝小屋町91番地	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 京都有機質資源(株) 取締役 安田 暁彦	代表

				前年度					
前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使 用した第一種特定製品 の台数等	第一種特	定製	品の種類	年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数		
	エアコンディショナー			6 台	0 台	0 台	6 台		
	冷蔵機器及び冷凍機器			台	台	台	台		
前年度に第一種特定製品に充塡及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類			代替フロ	ン充塡量	代替フロン回収量			
	エアコンディショナー			13. 31	キログラム	0	キログラム		
	冷蔵機器及び冷凍機器			キログラムキログ			キログラム		
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使	用	時	定期的な自主点検及び必要に応じて業者に依頼					
	廃	棄	時	専門業者へ依頼					
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使	用	時	定期的な自主点検及び必要に応じて業者に依頼					
	廃	棄	時	専門業者へ依頼					
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	新規購入時にノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品を検討・選定								
特記事項									

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第1条に規定するハイドロフルオロカーボン(HFC)をいいます

^{2 「}第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第3項に規定する機器をいいます。